

平成29年度 第2回豊田市都市計画審議会 会議録

開催日時：平成29年11月13日（月） 午後2時～午後4時  
開催場所：豊田市役所 南51会議室（南庁舎5階）  
出席委員：石川 良文 建部 謙治 谷口 功 松本 幸正  
河木 照雄 加藤 和男 岩田 淳 太田 博康  
桜井 秀樹 水野 博史 緒方 一孝（伊藤 清美代理）  
水野 昌仁（石原 伸員代理） 松原 光彦 伊藤 房治  
梅村 豊作 西尾 和孝  
以上 16名（欠席2名）  
事務局出席者：企画政策部 安田部長 阿久津副部長  
都市計画課 加藤課長 建築相談課 林課長ほか

（開会時間 午後2時）

**開 会**

**付議書伝達**

**礒谷副市長挨拶**

**審議会成立条件の報告と今審議会の出席状況の報告**

- ・ 18名の委員のうち、16名の出席
- ・ 審議会条例第6条第3項の規程による「2分の1以上」の出席であり、  
審議会は成立

**会議録署名者の指名**

会議録署名者 岩田淳委員、太田博康委員

## 議案審議

### 第1号議案 「都市計画に関する基本的な方針（豊田市都市計画マスタープラン）」

#### 内容説明

##### <概要>

- ・都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるもの
- ・役割は、目指すべき都市の将来像を明確にし、その実現に向けた都市計画の体系的な指針とするものであり、中長期的な視点から個々の都市計画の整合を図り、定めるもの
- ・都市づくりに関する方針について市民と共有し、関連計画の策定や事業実施への市民の理解と参加を促す。
- ・都市計画マスタープランの対象は、都市計画区域である「豊田地区」及び「藤岡地区」の区域（旧豊田市と旧藤岡町の区域）
- ・目標年次は、概ね20年後の都市の姿を展望しながら、概ね10年後の2027年（平成39年）
- ・計画期間は、2018年（平成30年）から2027年（平成39年）の10年間

##### <構成>

- ・都市計画マスタープランは、大きく分けて「全体構想」と「地域別構想」で構成され、全体構想は、都市づくりの目標や分野ごとの方針を示し、地域別構想は、都市計画区域を4地域に分け、それぞれの地域の方針や主要事業等を位置付けている。
- ・豊田市における将来都市像は、第8次豊田市総合計画と同様に「つながる つくる暮らし楽しむまち・とよた」としている。
- ・将来都市像の実現に向けて、都市計画マスタープランにおける都市づくりの目標として、次の4つを掲げている。
  - ①様々な都市機能が便利に使える都市づくり
  - ②都市の活力が将来にわたって持続する都市づくり
  - ③安全で安心して暮らし続けることができる都市づくり
  - ④環境にやさしく、個性や魅力を高める都市づくり
- ・都市計画マスタープランの将来人口は都市計画区域内を対象として設定しており、今後10年間は人口増加が続き、計画期間の目標年次である2027年の都市計画区域内人口を413,500人とする。その後、2030年をピークとして人口減少に転じると想定しており、今のうちから将来的な人口減少社会の到来に備え、長期的な人口の動向も踏まえながら都市形成を図っていく必要がある。

##### <将来都市構造>

- ・豊田市の目指す将来都市構造は、「多核ネットワーク型都市構造」としている。これは、地域の特性に応じた都市機能や生活機能を集積・集約していくところを「核」とし、そ

れらを鉄道等の公共交通や道路の「ネットワーク」で結ぶことにより、核と核の相互連携を強め、一体的な都市を形成するという考え方である。

- ・「都心」は、豊田市駅を中心とする地区で、高水準の都市的サービスを提供する地区として、充実した都市基盤ストックを生かし、多様な機能の複合化・高度化による都市機能の更なる集積・集約により、まちなか居住の誘導を図るとともに、交通結節機能等の強化を図る。
- ・「産業技術核」は、トヨタ町周辺地区において、基幹産業の更なる強化と生産・研究機能の高度化を図るとともに、周辺土地利用と調和しながら業務機能等の立地誘導を図る。あわせて、高い生活利便性を生かし、土地の高度利用等による居住誘導を図る。
- ・「拠点地域核」は、主要な鉄道駅周辺等で設定しており、土橋、梅坪、若林、上郷、高橋、猿投、浄水、八草の計8か所がある。鉄道やバスの高水準な交通サービスの確保と併せて、都市機能・生活機能の集積・集約を図る。
- ・「地域核」は、松平支所及び藤岡支所周辺について、生活拠点として暮らしに必要な生活機能を維持するとともに、一定水準の公共交通サービスの確保を図る。

#### <土地利用の考え方>

- ・土地利用の考え方について、都市計画区域における土地利用として、3つのゾーンに区分している。
- ・「市街地ゾーン」は、既存の都市基盤や都市機能の維持・確保を基本とし、土地利用の高度化、低未利用地の有効活用、新たな市街地の整備等を進める。この市街地ゾーンにおいては、多核ネットワーク型都市構造の確立を目指して核を中心とする「拠点集約型土地利用」を図るとともに、核以外の市街地における幹線道路沿道の既存の都市機能や生活機能を有効に活用する「幹線道路沿道型土地利用」を図り、これらを適切に組み合わせた「ハイブリッド型土地利用」を推進していく。
- ・その他、優良農地の保全を基本とする「都市・田園共生ゾーン」と、都市近郊の農地や森林等の保全・育成を基本とする「都市近郊自然共生ゾーン」で構成している。

#### <本計画のポイント>

- ・今回のマスタープランにおける都市づくりの考え方のポイントは、「多核ネットワーク型都市構造の確立」と「ハイブリッド型土地利用の推進」である。
- ・「多核ネットワーク型都市構造の確立」は、豊田市が目指す将来都市構造であり、これまでのマスタープランから引き続き推進していく。将来的な人口減少社会の到来や超高齢社会の進展が想定される中では、重要な考え方であると認識しており、今のうちから将来に向けて備えておく必要があると考えている。特に今回の計画では、都市構造の軸となる鉄道機能の強化として「名鉄三河線南部の高架化・複線化の促進」と、その沿線での都市的土地利用を推進していくことが重要と考えている。
- ・「ハイブリッド型土地利用の推進」は、核を中心とする市街地の形成だけでなく、これまでの都市の成り立ちを踏まえ、産業とともに発展してきた郊外部の市街地の維持を図

るものであり、幹線道路沿道の都市機能や居住の集積を維持していくことで、宅地需要やライフスタイルの多様化等に対応していくという考え方である。

#### <土地利用の方針>

- ・土地利用の考え方を基に、更に即地的に表した図が土地利用構想図であり、より詳しい土地利用の位置付けを行っている。特に市街地ゾーンについて、土地利用区分ごとに地区分けを行い、機能誘導を図っていくところとして「拠点」を4つ設定している。
  - ①「都市機能連携拠点」は、都心と産業技術核の中間に位置する地区で、都心の商業・業務機能や居住機能の補完を図るところと、産業技術核の研究・開発機能や次世代産業機能の補完を図るところとして、都心及び産業技術核と一体となる都市機能の誘導を図る。
  - ②「産業誘導拠点」は、主要なインターチェンジ周辺や大規模工場周辺等において、基幹産業の更なる強化と新産業の創出に向けて、生産機能や研究・開発等の新たな産業機能の立地誘導を図る。
  - ③「居住誘導拠点」は、鉄道駅周辺等において、土地区画整理事業等による利便性の高い住宅地の整備や居住誘導による定住促進を図る。
  - ④「交流促進拠点」においては、自然や歴史・文化等の貴重な地域資源を生かし、山村地域等の交流人口の確保を図る。
- ・「住宅地・住環境の方針」では、ハイブリッド型土地利用を図るため、都心や産業技術核、拠点地域核といった核周辺における居住促進や都市機能等の集積と併せ、既成市街地における居住の維持や生活機能等の確保を図る。
- ・「商業・業務地の方針」としても同様に、都心や産業技術核での商業・業務機能の強化だけでなく、郊外における幹線道路沿道における都市機能や生活機能の維持を図る。
- ・「工業地の方針」は、産業技術核における基幹産業の生産・研究・開発機能の高度化を図るほか、産業の多角化や高度化の促進のため、次世代自動車分野を始めとした重点産業分野等の誘導のための受け皿として、産業用地確保を図る。
- ・「自然的土地利用の方針」は、農ある暮らしを楽しむというライフスタイルの多様化に対応する農地の活用を図る。

#### <都市施設整備の方針>

- ・「道路整備の方針」としては、豊田市幹線道路網整備計画に基づき、広域の交流を支える道路ネットワークの形成に向けて、高速道路及び各所にあるインターチェンジといった利便性の高い充実した道路ネットワークへのアクセス性を高めるため、豊田南北バイパス等の整備を図る。また、新たな視点として「計画的な維持管理」や「交通事故の削減」を追加している。
- ・「公共交通の方針」は、豊田市公共交通基本計画に基づいて、主に鉄道と路線バスに関する方針を示している。鉄道については、特に名鉄三河線南部の高架化・複線化の促進を図る。また、基幹バスは、人の動きや様々な施設立地の状況から、効率的で利便性の高いネットワークを構築する。

- ・「都心整備の方針」では、「誰もが来街したくなる魅力的な拠点、選ばれる都心」を目指し、都心環境計画を策定し、都心の再整備を行っていく。具体的には、豊田市駅東口におけるまちなか広場空間の整備の推進や、バス乗降場の集約化等により公共交通利用者の円滑な移動を確保し、利用促進を図る。
- ・「公園・緑地整備の方針」は、都市公園や緑地における大きな事業として、豊田スタジアム隣接地における中央公園の整備がある。公園については、遊具等の計画的な維持管理を行い、安全・安心な施設機能の確保等を図る。
- ・その他、「下水道・河川整備の方針」や「その他都市施設整備等の方針」があり、下水道や合併処理浄化槽による污水处理施設の整備の推進や、河川の治水対策としての川幅拡幅等の河川改修の推進を図る。これらの他に、地域医療センターの再整備や歴史継承・文化創造拠点の整備として博物館の建設等を図る。
- ・「都市防災の方針」は、大規模自然災害等に備え、豊田市地域防災計画に基づき、安全で安心して暮らし続けることができる都市づくりを目指す。都市施設としては、道路や橋りょう等の緊急輸送道路としての機能確保等を図る。
- ・「景観形成の方針」は、豊田市において定めている豊田市景観計画に基づき、建築物の形態等について制限・誘導を行うことにより、良好な景観を持つ都市の形成を目指す。

#### <地域別構想>

- ・地域別構想は、全体構想における将来都市構造や都市づくりの方針等を踏まえ、地域特性や地域の課題に応じて土地利用及び都市施設整備などの方針を定めるものであり、「中部、南部、東部、北部」の4つの地域における対応方針を示している。
- ・中部地域の主な事業としては、都心環境計画による都心整備があり、現在行っている再開発事業も含めて駅前の公共空間の整備等を進める。また、鉄道機能強化に向けた名鉄三河線南部の複線化の促進、道路ネットワークの構築に向けて豊田南北バイパスの整備、(都)高橋細谷線の整備等を進める。
- ・南部地域の主な事業は、中部地域と同様、鉄道機能強化に向けた名鉄三河線南部の高架化・複線化の促進がある。また、その沿線まちづくりとして若林駅周辺の市街地整備を進め、具体的には若林駅の西側エリアでの土地区画整理事業の促進と関連道路整備事業を行う。その他、産業活動支援等に向けた東名高速道路における(仮称)上郷スマートインターチェンジの整備や、豊田南インターチェンジ周辺での工業地の確保などに取り組んでいきたい。
- ・東部地域の主な事業は、現在施行中の寺部土地区画整理事業や中央公園整備事業の推進がある。また、松平地区へ向かう(都)久澄橋線(国道301号)の整備を進める。
- ・北部地域の主な事業は、現在施行中の四郷駅周辺土地区画整理事業の促進や現在地域と協議を進めている上豊田駅周辺での市街地整備事業、道路整備として(都)豊田北バイパスの整備などがある。
- ・今後、豊田市ではこの事業等の位置付けに沿って、将来都市像の実現に向けた都市づくりを進めていく。

<これまでの取組及び市民意見>

- ・具体的な取組としては、地域別懇談会、地域会議、地区別懇談会の開催、パブリックコメントやEモニターの実施、都市計画マスタープラン策定懇談会の開催により、様々な御意見をいただき、主な市民意見として次の5つが挙げられる。
- ①「慢性的な道路渋滞に対し、道路整備により交通量緩和を図るべき」との意見。道路渋滞については認識しており、道路整備を順次行い、対応していきたい。
- ②「高齢者になり、車が無いと生活できないことに不安を感じる。公共交通を利用しやすい環境を整え、買い物や病院等に行けるよう生活しやすい環境を整えてほしい」という意見。これについては、超高齢社会の進展を見据えると交通弱者が増えることが懸念され、その対応として取り組むこととして認識している。ただし、公共交通の利便性の向上について取り組んでいくが、それにも限界があるため、その取組と併せて、いかに交通利便性の高い地域を形成し、そこに居住誘導を図っていくかということも考えていく。
- ③「高い住宅地需要に対して、宅地供給量が不足している」という意見。このことは市としても認識しており、現在施行中の土地区画整理事業や今後検討していく市街地整備事業等により対応していきたい。
- ④「名古屋とのつながりが今以上に求められるため、時間距離の短縮が必要」との意見。これについては、名鉄三河線南部における高架化・複線化による速達化を目指すとともに、都心環境計画による都心再整備により、豊田市の魅力を高め、他都市との交流促進を図りたい。
- ⑤「気候変動により大雨等による災害も増えていると感じており、災害リスクを踏まえた都市づくりをお願いしたい」との意見。大雨に伴う河川の氾濫や土砂災害は、近年全国で発生しており、豊田市では、これまでも河川改修を行うとともに、開発事業者への指導などによる雨水の流出抑制に取り組んでいる。また、災害発生時の避難路や緊急輸送道路の機能確保といった計画的な施設管理にも取り組んでいく。
- ・全体を通して、特に公共交通や道路整備に関するご意見が多くあったが、都市計画マスタープランの都市施設整備の方針にて網羅している。その実現に向けて、今後、個別の事業計画や施策展開において検討していきたい。
- ・本計画は、本日の都市計画審議会における答申を踏まえ、12月の市議会における議決をもって、3月の策定・公表を予定している。

以上、第1号議案内容説明

## 質疑応答

### ○谷口委員

- ・本計画は、概ね10年を見越しての計画ということだが、豊田市では森づくりに関しては100年の森づくり構想を定めている。なかなか難しいと思うが、都市や山村についても100年後を見越した都市計画が想定できると良いのではないか。
- ・生産や消費行動に基づき公共交通の駅を拠点としているが、子どもや高齢者の日常生活を考えると、中学校区のような生活空間の範囲で設定したほうが良いのではないか。

### ○事務局

- ・都市計画として100年後という視点を持つことは困難だと考えるが、本計画では計画期間の10年だけでなく、長期的な視点を持ち、概ね20年後の都市の姿も見据えて計画を策定している。
- ・マスタープランにおいて、各個別施策のエリア取りについて言及することは難しい。個別施策については、既存の個別施策をマスタープランに取り入れているものと、マスタープランに位置付けた方針を新たな個別施策に反映していく2つのパターンがあり、いずれも個別施策に関しては、福祉や交通安全対策など、それぞれの施策に合ったエリア取りがなされることになる。

### ○松本会長

- ・一昔前は、都市計画も30年の期間で計画を定めていたこともあったが、近年は社会情勢の変化や技術革新が早いため、都市計画において100年先を見越すことは、なかなか難しいと思われる。

### ○谷口委員

- ・都市計画としては難しいと思われるが、世の中の移り変わりが早いからこそ、変えていくものや残すべきものなどを考慮して、計画してほしいと思う。

### ○石川委員

- ・6地区の区画整理事業(土橋、寺部、花園、浄水、平戸橋、四郷駅)の計画人口は何人なのか。
- ・豊田市は宅地供給が少ないため土地区画整理事業を実施することはわかっているが、10年、20年後を見据えると人口減少に転じるため、区画整理地には居住する人が増える一方で、既成市街地における空き家の増加等が懸念される。このことをどのように考えているのか。

### ○事務局

- ・6地区の区画整理の計画人口は約24,200人である。
- ・将来人口フレームを考慮した上で、区画整理事業や市街化調整区域内地区計画による宅地供給を促進するとともに、既成市街地における空き家の活用や土地利用の高度化による人口密度の増加を図っていく。

○建部委員

- ・現行都市計画マスタープランの評価はどうなっているのか。どのようなものが実現され、どのような課題が残っているのか。

○事務局

- ・現行都市計画マスタープランにおいて、成果指標を設定している。まず、工業専用地域を除く市街化区域内の人口密度を高めるという指標があり、現在では1ha当たり約65人と人口密度を高めることができている。しかしながら、核を中心とする市街地形成という意味では課題が残っており、次期計画期間にて対応していきたいと考えている。都市計画道路の整備率は、目標の約65%は達成する見込みである。公園の整備状況は、市民1人当たりの公園面積を10.8㎡にするという目標を掲げており、中間評価時点で10.88㎡となっており整備が進んでいる。

○太田委員

- ・地域別構想について、豊田市の特徴として合併してつくられたまちということがあり、これまでは中学校区で計画策定がなされていたと思うが、今後の行政計画ではこのように中学校区をまとめたような地域で区分していくのか。

○事務局

- ・現行のマスタープランも本計画と同様の地域分けをしており、都市計画における地域区分として、道路や河川等を基にして4つの地域に区分している。各個別施策について検討していく際には、それぞれの施策に応じた区域設定をしていくと思われる。

○桜井委員

- ・今後の予定について、昨年度の夏から地域説明会等を行っていると思われるが、市民の方からいただいた意見について、どのように説明及び報告をしていくのか。

○事務局

- ・今年度の8月に行ったパブリックコメントについて、今月末までに意見を取りまとめ、回答する予定である。これらの意見を踏まえて内容の調整を行っている。なお、本計画の方針について大きく変更すべき意見はなかった。

○松本会長

- ・豊田市の場合は、他の自治体と比べても密に説明会等を行っているため、市民の意見を反映した計画になっているのではないかと思う。

○岩田委員

- ・本計画にある新産業や新しい拠点の創出については賛成であるが、実際に具体施策にどう結び付けるのかを考える必要があると思われる。
- ・「ストックの活用」とは、どのようなものを指しているのか。

○事務局

- ・計画と個別施策との連携に向けて、しっかりと事業課と連携を図り、実現していきたい。
- ・既存ストックは、今ある鉄道駅やインターチェンジなどを指している。



#### ○建部委員

- ・本編73頁の雨水排水施設の整備について、「10年に1度程度の発生確率にも対応」と書かれているが、建築における耐震基準においては、数十年に1度程度発生する中地震に対して、ほとんど損傷しない、数百年に1度程度発生する大地震に対して倒壊・崩壊しないという考え方が示されている。雨水排水施設についても、もっと長期の発生確率を考慮すべきではないか。

#### ○事務局

- ・10年に1度の発生確率の大雨は、1時間にすると63mmとかなり多い雨量と言える。河川整備に関して、数十年に1度、数百年に1度の発生確率の大雨を鑑みて整備することは現実的でないため、ハード整備だけでなく、浸水実績がある区域であることの認識や避難対策の実施など、ソフト対策と併せて安全を確保していくことが大切であると考ええる。近年整備した安永川のトンネルについても、10年に1度の発生確率の大雨に対応できるように整備している。

#### ○松原委員

- ・本編17頁及び18頁にある市街化調整区域内地区計画の記述について、「宅地需要を踏まえ南部地域における鉄道駅周辺1km以内を重点誘導地区としている」と記載されているが、農振農用地以外の転用基準においては、「駅から500m以内」という要件はあるが、「鉄道沿線」というものではないので、御注意願いたい。
- ・本編49頁に都市・田園共生ゾーンがあり、「必要に応じて既存ストックを生かした土地利用誘導」とあるが、農地は既存ストックではないことを注意してもらいたい。
- ・本編59頁の大規模工業地やインターチェンジの周辺等における新たな産業用地の確保について、「良好で計画的な産業用地の開発については許容する」と書かれているが、これは県及び市といった公共が行うものだけを指すのか、民間開発も含めているのか確認したい。

#### ○事務局

- ・豊田市の南部には豊かな農地が広がる中で市街化区域が点在しているが、農地と都市的土地利用のバランスについては、既存ストックを生かすという視点を持っており、住宅地であれば鉄道駅周辺、産業用地であればインター周辺の利便性の高いところに誘導を図る。その中にある農地については、保全していくことが前提であるが、農地の種別を鑑みて計画的な土地利用を図っていく。
- ・市街化調整区域内地区計画については、民間事業者からの提案を受けて行う場合も含んでいる。地区計画は市が計画決定を行うものであるため、自然環境の保全等に配慮し、運用指針に沿って指導をしていく。

○河木委員

- ・豊田市はものづくりのまちと言いながら、本計画では既存の工業地の高度化を図るのみで新たな産業拠点を創出していこうという意志が見られないように感じる。
- ・新たな産業として、製造業の方々が野菜づくりを始めている。野菜は工場で栽培されているため、その土地の固定資産税は工業地として扱われていると聞いた。このように産業や農業のあり方も変わっていく中で、土地利用の基準も変えていく必要があるのではないかと感じている。

○事務局

- ・豊田南インターや豊田東インター周辺、福受町や堤町周辺においては、産業誘導拠点として宅地化を図り、産業用地需要に対応していく。
- ・本計画において具体的に示すことは難しいが、今後他部局とも調整し、取扱いについて検討が必要だと思う。

○梅村委員

- ・本編 9 頁に代表交通手段別トリップ構成比の推移図が記載されており、二輪車の割合が減少していることは見てわかるが、説明には「自転車利用が減少している」と記載されている。二輪車というと自転車だけないため、定義を明確にすべき。
- ・今後の高齢化を鑑み、バリアフリーの視点をもっと取り入れるべきではないか。

○事務局

- ・二輪車の内訳を確認し、必要に応じて修正する。
- ・バリアフリーについて直接的な記述はないが、本編 6 4 頁に記載している「快適な歩行空間」には、バリアフリーの視点も含めている。

○松本会長

- ・本日欠席されている横糸委員から事前に意見をいただいているので、事務局より紹介願います。

○事務局

- ・本編 6 0 頁の見出しについて、「優良農地の維持保全」と記載されているが、ほとんど同意義であるため、「利用」や「活用」という言葉を入れるべきではないか。
- ・農地の多面的機能に言及することは必要だと思う。さらに「優良農地の集積・集約化等による有効利用を図る」というような言葉を入れてはどうか。

○事務局

- ・優良農地については、既に農地として利用されているため、その農地機能を維持していくことが重要であると考えます。
- ・「都市づくりで農地の集積・集約化」まで言及することは馴染まないと考えます。

○伊藤委員

- ・人口のバランスとして、五ヶ丘のように急激に人口が増え小学校を作ったものの、現在は児童数が少なくなっていたり、宝来町のように高齢化率が40%を超えているような地域があるため、世代が変わっても住み続けられるような住宅づくりをしていくべきであると思う。

○事務局

- ・多世代が住み続けられる住環境づくりは重要であると認識しており、本編56頁において「世代間のバランスがとれた多世代共生のまちづくりを実現していく」という記載をしている。

○松本会長

- ・本計画の目標年次が平成39年で東京・名古屋間のリニア開業と同時期となっている。ストロー現象が懸念されているものの、是非本計画に記載していることが実現され、魅力ある都市づくりがなされることを期待する。

## 報告事項 「景観計画」

### 内容説明

#### <概要>

- ・ 豊田市では平成20年に景観計画を策定し、景観条例及び規則により景観行政を行っている。
- ・ 平成29年3月に第8次豊田市総合計画が策定され、景観計画の変更が必要となり、今年度に豊田市景観計画の一部変更を予定しているため、景観法第9条に基づき、都市計画審議会にて意見を伺う。
- ・ 豊田市は、平成17年に旧豊田市と周辺6町村が合併し、さまざまな個性を有する都市となったため、景観形成の方向性を示し、市民や事業者と行政が一体となって、豊田らしい魅力のある景観づくりに取り組んでいくために景観計画を策定した。
- ・ 景観計画は、良好な景観形成のための目標、方針や行為の制限などを定めたもの。
- ・ 計画の対象区域は、都市計画区域外を含む市内全域で、市内全域を4つのゾーンに区分し、景観形成の方針及び基準を定め、一定規模以上の建築行為等に届出を求めている。
- ・ 景観計画に関係する経緯は、景観法制定前に、昭和63年に豊田市都市景観基本計画を策定し、平成16年に景観法制定、平成17年に旧豊田市・周辺6町村合併、平成20年に豊田市景観計画策定、平成22年に足助景観計画策定し、足助地区を景観重点地区として指定した。

#### <ゾーン区分及び名称の変更>

- ・ 現計画のゾーン区分は、「第7次豊田市総合計画」の土地利用構想に基づき設定しており、「第8次豊田市総合計画」の土地利用構想を踏まえ、平成20年に策定した「豊田市景観計画」のゾーン区分を見直し、計画の修正を予定している。
- ・ 現在のゾーン区分は、「一体的市街地誘導ゾーン」、「田園・都市共生ゾーン」、「都市近郊自然共生ゾーン」、「森林環境共生ゾーン」の4区分である。
- ・ 今回のゾーン区分の変更により、市街化区域はすべて「市街地ゾーン」となり、「一体的市街地誘導ゾーン」及び「田園・都市共生ゾーン」のうち、緑の外環は「都市近郊自然共生ゾーン」、それ以外の市街化調整区域は「都市・田園共生ゾーン」となる。
- ・ 「都市近郊自然共生ゾーン」は、市街化区域は「市街地ゾーン」となり、市街化調整区域は「都市近郊自然共生ゾーン」のままである。「森林環境共生ゾーン」については、市街化区域がないため、変更はない。
- ・ 市街化区域編入等が生じれば、自動的に市街地ゾーンとなる。

#### <ゾーン区分及び名称の変更に伴う変更>

- ・ 届出対象行為については、用途地域等に基づき基準を定めており、ゾーン区分に基づいていないため、変更はない。
- ・ 景観形成基準については、現在、一体的市街地誘導ゾーンである市街化調整区域などでは色彩（彩度）規制変更が小規模に発生する。

- ・豊田市景観規則の様式内の備考において、一体的市街地誘導ゾーンの部分を市街地ゾーンへと表記を変更する。

＜今後のスケジュール＞

- ・平成29年12月に景観審議会での諮問、来年3月に景観計画の変更を行い、4月より、施行を予定している。

**質疑応答**

○桜井委員

- ・ゾーンと聞くと一体的に区域分けされているように思えるため、市街地ゾーンなど点在していると、ゾーンという表現は妥当でないように思われる。

○事務局

- ・ゾーンという表現は、第8次豊田市総合計画の土地利用構想で使われており、それに基づいた区分をしているため、同様の表現をしている。

○谷口委員

- ・今回の変更により、田園・都市共生ゾーンにあった市街化区域が市街地ゾーンになることにより、基準は緩和されるのか。

○事務局

- ・市街地ゾーンになると田園・都市共生ゾーンに比べ、色彩について多少緩和される。

○松本委員

- ・今まで一体市街地誘導ゾーンだったところから田園・都市共生ゾーンに変更されると、規制が厳しくなるのではないか。

○事務局

- ・都市・田園共生ゾーンは、全て市街化調整区域であるため、一般の住宅が建てられる壁面の色彩であれば、特に規制が厳しくなることはない。

**(閉会時間 午後4時00分)**

会議録署名者 議長 \_\_\_\_\_ 印

委員1 \_\_\_\_\_ 印

委員2 \_\_\_\_\_ 印